

被災者生活再建の手引き

…住宅の確保に向けて…

この手引きの趣旨

この手引きは、令和元年6月18日に山形県沖で発生した地震により新潟県内で被災された方が、できるだけ早く本来の生活に戻っていただくために、どのようにして住宅を確保していくか等をお考えいただく際の参考にしていただけるよう作成したものです。

今後の住宅の確保に向けた計画づくりに、この手引きをご活用いただければ幸いです。

新潟県災害対策本部

※この手引には、令和元年6月27日現在の情報を掲載しています。

今後も、生活再建のための支援策について、概要が決まり次第、別途ご案内いたします。

目 次

住宅の確保に向けて

- 1 「住宅をどう確保していくか」を判断していただくための「流れ」 2
 - (1) ご自宅の被害状況の確認
 - (2) 「被災建築物応急危険度判定」で、「危険(赤紙)」「要注意(黄紙)」のステッカーを貼られた場合
 - (3) 「調査済(緑紙)」のステッカーを貼られた場合や判定されていない場合
 - (4) 「被災(り災)証明」と「住家の被害認定調査」について
 - (5) 「被災建築物応急危険度判定」と「被災(り災)証明」は異なります
- 【参考：被災宅地危険度判定】

経済面の支援（住宅に関する補助事業） 4

経済面の支援（住宅等に関する融資制度(返済が必要です)） 5

経済面の支援（使途に定めのない資金） 6

経済面の支援（特例制度一覧）

- (1) 県税に関する特例措置 7
- (2) 学校等に関する特例措置 8
- (3) 医療・福祉に関する特例措置 9
- (4) 農林水産業関連の特例措置 9
- (5) 使用料・手数料等に関する特例措置 11

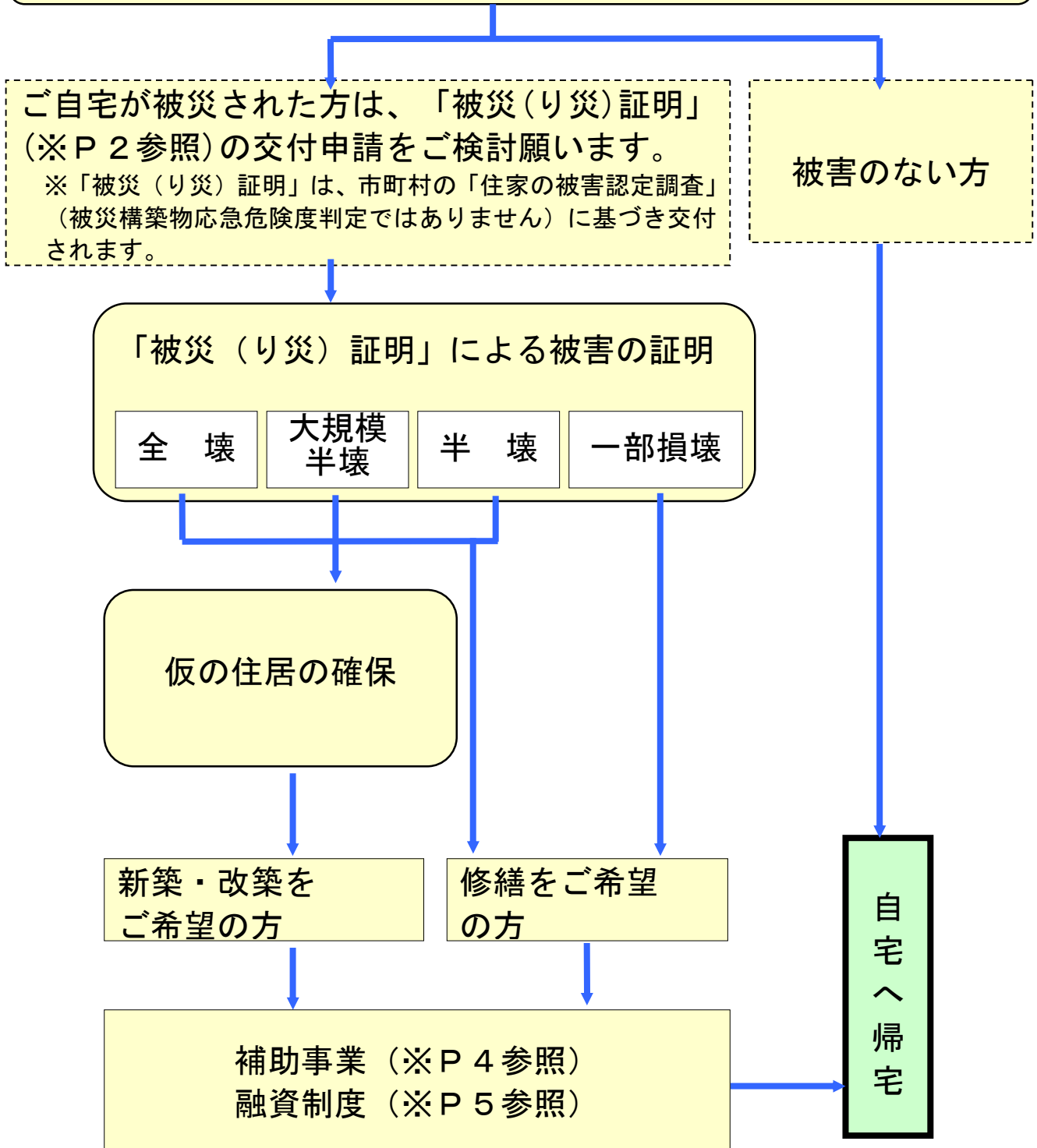
お問い合わせ先

- 1 住宅の修理にかかる専門家 13
- 2 訪問販売や悪徳商法等の相談窓口 13

住宅の確保に向けて

ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

※「被災構築物応急危険度判定」などを参考に、ご自宅の状況を確認してください。(※P 2 参照)



※本フローは応急仮設住宅への入居を考慮していません。

1 「住宅をどう確保していくか」を判断していただくための「流れ」

(1) ご自宅の被害状況の確認

「被災建築物応急危険度判定」などを参考に、ご自宅の状況を確認してください。

余震などによる二次災害を防止し、住民の方や付近を通行する歩行者の安全の確保を図るために、余震等による二次災害発生の危険性を被災建築物応急危険度判定士によって応急的に判断するものです。調査結果は、判定ステッカー(色紙)で見やすい場所に表示してあります。

- ・「危険(赤紙)」: その建築物に立ち入ることは危険です。
- ・「要注意(黄紙)」: 立ち入りには十分注意してください。
- ・「調査済(緑紙)」: 建築物は使用可能です。

(2) 「被災建築物応急危険度判定」で、「危険(赤紙)」「要注意(黄紙)」のステッカーを貼られた場合

適切に補修を行うためには、建築士等の専門家による助言などが有効です。お近くの工務店、建築士事務所等にご相談ください。

なお「被災建築物応急危険度判定」は、ご自宅は大丈夫でも隣家が崩壊する危険性がある場合や、建物自体に大きな損傷がなくても瓦や看板などが崩落する危険性がある場合も、「危険(赤紙)」が貼られていることがあります。このため、「危険(赤紙)」や「要注意(黄色)」のステッカーが貼られていても、修理が不必要であったり、一定の修理を行えば、継続使用可能な場合もあります。

(3) 「調査済(緑紙)」のステッカーを貼られた場合や判定されていない場合

基本的には、そのまま使用可能と考えられますが、万一、次のような状況がみられた場合は、お近くの工務店、建築士事務所等にご相談ください。

○ 危険または十分な注意が必要な状態の例

- ・建築物が少し傾いている。
- ・基礎が壊れている。
- ・床、屋根に落ち込みや浮き上がりがある。
- ・窓枠が著しくゆがみ、ひび割れている。または落下しそうである。
- ・壁がはがれ落ちている。または大きな亀裂が入っている。
- ・室内の壁や天井が大きくひび割れ、または、はがれ落ちている。
- ・瓦が著しくずれている。

(4) 「被災(り災)証明」と「住家の被害認定調査」について

「被災(り災)証明」とは、市町村が実施する「住家の被害認定調査」(被災建築物応急危険度判定ではありません)に基づき、地震や火災などで災害を受けたことを証明するものです。

税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資(住宅金融支援機構、商工融資等)の支援、保険等の支払いを受けるために必要な証明となり、建物の被害の程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」)を証明するものです。

「調査済(緑紙)」や「判定されていない家屋」でも破損があれば、お住まいの市町村役場で「被災(り災)証明」の交付申請を行ってください。

なお、「住家の被害認定調査」が行われる前に被災された建築物の取り壊しや応急修理等をおこなう場合は、あらかじめ市町村役場にお知らせいただくとともに、被害状況の写真を撮っておいていただくことをお願いします。

(5) 「被災建築物応急危険度判定」と「被災(り災)証明」は異なります

「被災建築物応急危険度判定」と、建物の資産価値的な面から被害を証明する「被災(り災)証明」とは視点が違いますので、**「危険(赤紙)」「要注意(黄紙)」とされても、「被災(り災)証明」で「破損なし」とされることもあります。**

【参考：被災宅地危険度判定とは】

余震などによる二次被害を防止するため、目視や簡便な測量により危険度を判定し、判定ステッカーを現地に表示することにより、宅地の所有者や近隣住民への注意喚起を行い、危険性を周知するものです。

判定ステッカーには、対処方法について簡単な説明、二次災害防止のための処置及び判定結果についての問い合わせ先が表示されています。

＜判定ステッカーの種類＞

- ・危険宅地（赤）…この宅地に入ることは危険です。
- ・要注意宅地（黄）…この宅地に入る場合は十分に注意してください。
- ・調査済宅地（青）…この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

「危険宅地（赤）」や「要注意宅地（黄）」のステッカーの貼られた場合は、周辺に被害を及ぼさないよう検討が必要です。また、被害の拡大を防止するため、雨水の侵入を防ぐためシートで覆ったり、ひび割れが拡大していないか点検や経過観察をするなど、十分注意してください。

経済面の支援（住宅に関する補助事業）

（注）6月27日現在の情報を掲載しています。

| 支援制度名 | 区分 | ご利用できる方 | 制度の概要（貸付対象など） | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|-----------------------|----|------------------------------|---|------------------|--------------|
| 新潟県産材の家づくり支援事業（建築主向け） | 補助 | 県内に居住のための県産材住宅を新築・リフォームする建築主 | <p>県産材を使用した住宅の新築・リフォームに対して補助を行います。</p> <p>【補助内容】 県産材利用量に応じて、3万円又は5万円の補助を行います。 ・県産材利用量：5㎡以上15㎡未満（3万円）、15㎡以上（5万円）</p> <p>（加算措置） 県産材利用量に応じた補助を受けた住宅は、以下の加算措置があります。 ・県産瓦の利用規模により、12～20万円の加算 ・県産畳の利用規模により、2～10万円の加算 ・県で示した仕様書によるしっくい・珪藻土塗りの利用規模により、4～19万円の加算</p> <p>【募集時期】 平成31年4月1日から令和2年2月28日まで （但し、予算額に達した時点で終了します。）</p> <p>【申請時期】 上棟の概ね10日前まで</p> | 新潟県 林政課 木材振興係 | 025-280-5324 |

経済面の支援（住宅等に関する融資制度（返済が必要です））

（注）6月27日現在の情報を掲載しています。

| 支援制度名 | 区分 | ご利用できる方 | 制度の概要（貸付対象など） | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|----------------------------------|----|--------------------------------------|--|---|---|
| 災害復興住宅融資 （独立行政法人 住宅金融支援機構） | 貸付 | 住宅が全壊、大規模半壊 又は半壊した旨の「り災証明」を交付された方 | 建設、新築購入及びリ・ユース（中古）購入に必要な資金を貸し付けます。 ※以下建設の場合 【貸付限度額】建設資金：1,650万円※（+特例加算510万円） ※被災親族同居の場合は2,280万円 土地取得資金：970万円 整地資金：440万円 【貸付利率】年0.41%（特例加算分は年1.31%）（6月1日現在） 【償還期間】耐火、準耐火又は耐久性のある木造：最長35年以内 一般の木造：最長25年以内 （新築購入及びリ・ユース（中古）購入に要する資金の詳細は、お問い合わせ先にご確認ください。） | 新潟県 建築住宅課 街なみ推進係 又は 住宅金融支援機構 お客様コールセンター | 025-280-5442 0120-086-353 （フリーダイヤル） |
| | | 住宅に被害が生じた旨 の「り災証明」を交付された方 | 補修に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】補修資金：730万円 引方移転・整地資金：440万円 【貸付利率】年0.41%（6月1日現在） 【償還期間】最長20年以内 | 新潟県 建築住宅課 街なみ推進係 又は 住宅金融支援機構 お客様コールセンター | 025-280-5442 0120-086-353 （フリーダイヤル） |
| 母子寡婦福祉資金 （住宅資金） | 貸付 | 母子家庭の母、寡婦 | 被災した家屋の補修・保全・改築、住宅の建設・購入に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】200万円 【貸付利率】無利子又は年1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月～1年6ヶ月（住宅の被害額により変わります。） 【償還期間】据置期間経過後7年以内 | 新潟県 児童家庭課 家庭福祉係 又は お住まいの地域の 県地域振興局健康福祉（環境）部 | 025-280-5216 |
| 母子寡婦福祉資金 （転宅資金） | 貸付 | 母子家庭の母、寡婦 | 住居の移転に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】26万円 【貸付利率】無利子又は年1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後3年以内 | 新潟県 児童家庭課 家庭福祉係 又は お住まいの地域の 県地域振興局健康福祉（環境）部 | 025-280-5216 |

経済面の支援（使途に定めのない資金）

（注）6月27日現在の情報を掲載しています。

※区分が貸付となっているものは、返済が必要です。

| 支援制度名 | 区分 | ご利用できる方 | 制度の概要（貸付対象など） | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|----------------------|----|---|---|---|--------------|
| 母子寡婦福祉資金 （生活資金） | 貸付 | 母子家庭となって7年未満の母 | <p>【貸付使途】生活の安定・継続に要する資金</p> <p>【貸付限度額】月額105千円×3ヶ月（生計中心者でない場合は、月額70千円）</p> <p>【貸付利率】無利子又は年1.0%（連帯保証人の有無による）</p> <p>【据置期間】貸付日から6ヶ月</p> <p>【償還期間】据置期間経過後8年以内</p> | 新潟県 児童家庭課 家庭福祉係 又は お住まいの地域の 県地域振興局健康福祉（環境）部 | 025-280-5216 |
| 勤労者生活安定資金 （災害ローン） | 貸付 | <p>中小企業にお勤めの方で、次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業所に1年以上勤務し、かつ引き続き勤務しようとする方 ・県内に住所を有する満20歳以上の方 ・保証機関の保証が受けられる方 | <p>災害による傷病の治療、住宅・家財の新築、購入、補修、災害の復旧資金を貸し付けます。</p> <p>【限度額】100万</p> <p>【貸付利率】年1.50%（固定）</p> <p>【償還期間】5年以内（3か月以内の据置期間を含む）</p> <p>【その他】次の①～④いずれかに該当する方が対象となります。</p> <p>①災害により、自己又はその家族が負傷し、おおむね1か月以上医師の治療を必要とする方</p> <p>②災害により、自ら居住する住宅が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）、一部損壊又は床上・床下浸水した方</p> <p>③災害により、家財の全体の4分の1以上が滅失又は損壊した方</p> <p>④豪雪により、災害救助法の適用を受けた市町村又は災害対策本部を設置した市町村で、屋根の雪おろしその他で臨時に資金を必要とする方</p> | 新潟県 労政雇用課 企画調整係 又は 新潟県労働金庫 県内全支店 | 025-280-5260 |

経済面の支援（特例制度一覧）

（注）6月27日現在の情報を掲載しています。

※各特例措置は、原則として本人による申し出や各種書類の提出を要することがほとんどです。詳しくはお問い合わせ先へご確認ください。

| (1) 県税に関する特例措置 | 特例区分 | 特例措置の概要(対象となる方・適用要件等) | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 連絡先電話番号 |
|---------------------------|-----------|---|-------------------------------------|----------------------|--------------|
| 県税の申告・納税等の期限の延長 | 期限延長 | 災害により定められた期限までに申告・納税等ができない場合に、期限を延長します。 | 地震発生の日以後に期限が到来する申告・納税等について期限を延長 | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-22-5106 |
| 県税に関する納税の猶予 | 猶予 | 被災等の状況により納税が困難となった方の県税の納税を猶予します。 ※ 徴収猶予申請書の提出（被災(り災)証明書、その他被災等の事実を証する書類を添付）が必要となります。 ※ 被災(り災)証明書や被災した事実を証する書面の提出ができない場合、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては商業登記簿謄本の写しの提出が必要となります。 | 原則として1年以内 | 新発田地域振興局 県税部村上収税課 | 0254-52-7922 |
| 個人事業税の減免 | 減免 | 所有している事業用資産の損害額が、その資産の価格の1/2以上の場合又は所有している住宅・家財の損害が著しい場合には、所得金額等に応じて一定額～全額を減免します。 | 平成30年所得に係る平成31年度課税分の個人事業税（1期、2期）が対象 | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-26-9024 |
| 個人事業税の被災事業用資産の損失の繰越控除 | 繰越控除 | 災害によって事業用資産に損失を受けた場合、損失の生じた年の翌年から3年にわたって繰越控除されます。 | 事業用資産の損失が対象 | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-26-9024 |
| 法人事業税の中間申告納付の省略 | 中間申告納付の特例 | 申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合、その中間申告書の提出が不要となります。 | 申告期限の延長を受けた中間申告が対象 | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-26-9024 |
| 不動産取得税の特例（被災代替家屋の取得に係る特例） | 課税標準の特例 | 災害にあった建物等の代替のものを、右記期間内に取得した場合、被災した建物等の価格に応じて一定額～全額の不動産取得税が減免されます。 | 住宅の場合：5年以内 非住宅の場合：3年以内 | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-22-5106 |

| | | | | | |
|------------------------|-------------|--|---|----------------------|----------------|
| 不動産取得税の減免 | 減免 | 家屋を取得した直後に被災した場合、被災の程度に応じて一定額～全額を減免します。 | 不動産取得税の納期限が未到来の家屋が被災した場合に対象（納期限7日前までに申請） | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-22-5106 |
| 自動車取得税の減免 | 減免 | 自動車の取得の日から1か月以内に災害を受けて、使用できなくなったときは自動車取得税が減免されます。 | ① 平成31年度課税分の自動車取得税が対象 ② 申告（登録）の時 | 新潟県税務課 | 025-280-5051 |
| 自動車税の減免 | 減免 | 災害により損害を受けた自動車の修繕費（保険金などにより補てんされる金額を除く）がその自動車税額の4倍を超える場合、自動車税の2分の1の額を減免します。 | 令和2年度課税分の自動車税が対象 | 新発田地域振興局 県税部村上収税課 | 0254-52-7922 |
| 狩猟税の減免 | 減免 | 所有している住宅または家財の損害額が、その住宅等の価格の10分の3以上で、所得が一定額以下である場合、狩猟税の一定額を減免します。 | 平成31年度課税分の狩猟税が対象 | 新発田地域振興局 県税部課税課 | 0254-26-9024 |
| 自動車税の減額・還付手続きの簡素化 | 要件緩和 | 抹消登録（廃車）した場合は、自動車税の一部が減額されますので、災害により自動車が使用できなくなったときは、早めに抹消登録の手続きを行ってください。 また、災害により修理不能なほどに損壊した自動車で抹消登録が困難な場合は、申立書を提出することにより、自動車税の減免を受けられる場合があります。 | 平成31年度課税分の自動車税が対象 | 新発田地域振興局 県税部村上収税課 | 0254-52-7922 |
| 個人県民税の減免 | 減免 | 被災により減免が必要と認められる場合、市町村の取扱いに併せて減免します。 | ※左記の特例措置については、個人県民税の賦課徴収が市町村において市町村民税の賦課徴収と併せて行われているため、お住まいの市町村へお問い合わせください。 | | |
| 個人県民税の雑損控除 | 所得控除 | （雑損控除） 住宅や家財等について生じた損失について雑損控除が受けられる場合があります。 | | | |
| (2) 学校等に関する特例措置 | 特例区分 | 特例措置の概要(対象となる方・適用要件等) | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 連絡先電話番号 |
| 高校奨学金の緊急貸与奨学生の募集 | 融資 | 地震により被災し、保護者の所得が基準額を下回る世帯の高校生に奨学金を貸与します。 | （期間の制限なし） | 新潟県教育庁 高等学校教育課 | 025-280-5638 |

| (3) 医療・福祉関連の特例措置 | 特例区分 | 特例措置の概要(対象となる方・適用要件等) | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 連絡先電話番号 |
|------------------------------------|-------|---|-----------------------------------|----------------------|------------------------------|
| 児童福祉施設への入所に係る徴収金の減免 | 減免 | 措置児童の属する世帯が被災により住宅・家財等に損害を受けた場合は、入所措置等に要する費用に係る徴収金を減免します。 | 徴収金減免申請書受理の日(被害があった時から6か月以内)から1年間 | 新潟県児童家庭課 新潟県障害福祉課 | 025-280-5926 025-280-5918 |
| 介護保険料の猶予・減免 | 猶予・減免 | 市町村の規定により、介護保険料の徴収を一定期間猶予又は減免します。 | 当面の間 | 新潟県高齢福祉保健課 | 025-280-5195 |
| 介護保険サービスに係る利用者負担額の猶予・減免 | 猶予・減免 | 市町村の規定により、介護保険サービスに係る利用者負担額を一定期間猶予又は減免します。 | 当面の間 | 新潟県高齢福祉保健課 | 025-280-5195 |
| (4) 農林水産業関連の特例措置 | 特例区分 | 特例措置の概要(対象となる方・適用要件等) | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 連絡先電話番号 |
| 農業改良資金(平成22年9月30日以前に貸付決定したもの) | 要件緩和 | ①、②いずれかの事由が生じた場合 ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 ①災害による農作物、畜産物の減収量が平成3割以上で減収による損失額が平成の農業総収入の1割以上 ②借受者の死亡、疾病、又は負傷及び盗難 | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 農業改良資金(平成22年10月1日以降に貸付決定したもの) | 要件緩和 | ●償還期間の延長等、返済条件の緩和 日本政策金融公庫又は、転貸先金融機関の判断による。 | 被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 就農支援資金 (融資機関からの貸付による施設等資金) | 要件緩和 | ①、②いずれかの事由が生じた場合 ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 ①災害による農作物、畜産物の減収量が平成3割以上で減収による損失額が平成の農業総収入の1割以上 ②借受者の死亡、疾病、又は負傷及び盗難 | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 就農支援資金 (青年農業者等育成センターからの貸付によるもの) | その他 | 償還猶予等 ※ 被災された方からの相談に個別に対応します。 | 被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |

| | | | | | |
|------------------|------|---|--------------|----------|--------------|
| 農業近代化資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | <p>①～②いずれかの事由が生じた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 <p>①災害による農作物・畜産物等の被害の場合、減収量が平年の3割以上で、減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上</p> <p>②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難</p> | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 漁業近代化資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | <p>①～②いずれかの事由が生じた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 <p>①災害により所有財産にも被害(火災も含む)を受けた場合</p> <p>②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難</p> | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 沿岸漁業改善資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | <p>①、②いずれかの事由が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 <p>①災害による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の100分の10以上である旨又は災害によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流出、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上ある旨の市町村の認定を受けた場合</p> <p>②借受者の死亡、疾病又は負傷</p> | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 農林水産業振興資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | <p>①～②いずれかの事由が生じた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●償還期限を延長します（ただし、農畜産物の県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 <p>①減収による損失額が平年の農林水産業総収入の1割以上</p> <p>②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難</p> | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |

| | | | | | |
|----------------------------|-------------|---|----------------------------|----------------|----------------|
| 農業経営負担軽減支援資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | ①～②いずれかの事由が生じた場合、 ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ①災害による農畜産物被害等の場合 ・減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上 ②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難 | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 日本政策金融公庫資金に関する猶予等 | その他 | 償還猶予等 ※ 被災された方からの相談に個別に対応します。 | 被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 新規参入者経営安定資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | ①～②いずれかの事由が生じた場合、 ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ①災害による農畜産物被害等の場合 ・減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上 ②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難 | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 林業・木材産業改善資金の貸付条件変更 | 要件緩和 | ①、②いずれかの事由が生じた場合 ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 ①市町村から罹災証明書の発行があった者 ②借受者の死亡、疾病又は負傷 | 災害発生以降、償還期間中 | 新潟県経営普及課 | 025-280-5301 |
| 木材産業等高度化推進資金に関する猶予等 | その他 | 償還猶予等 ※ 各金融機関において被災された方からの相談に個別に対応します。 | 被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。 | 新潟県林政課 | 025-280-5326 |
| (5)使用料・手数料等に関する特例措置 | 特例区分 | 特例措置の概要(対象となる方・適用要件等) | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 連絡先電話番号 |
| 建築確認申請手数料等の減免（県実施分） | 減免 | 被災者を対象に確認申請手数料・中間検査申請手数料・完了検査申請手数料を2分の1免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から1年以内 | 新潟県建築住宅課 | 025-280-5441 |

| | | | | | |
|-------------------------------------|----|--|-------------|---------------|--------------|
| 建築確認申請手数料等の減免 （(株)新潟建築確認検査機構実施分） | 減免 | 被災者を対象に確認申請手数料・中間検査申請手数料・完了検査申請手数料を2分の1免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から1年以内 | (株)新潟建築確認検査機構 | 025-283-2112 |
|-------------------------------------|----|--|-------------|---------------|--------------|

お問い合わせ先

1 住宅の修理にかかる専門家

| 相談内容 | 窓口名 | 支 部 名 等 | 電話番号 |
|------------------------|-----------------|--------------|-----------------------------------|
| 住宅の建替えや修繕等に関する技術的な相談 | (公社)新潟県建築士会 | | 025-378-5666 |
| | (一社)新潟県建築士事務所協会 | | 025-265-4748 |
| 住宅の修繕等の見積り・業者の選定に関する相談 | (一社)新潟県建築組合連合会 | 村上支部 岩船支部 | 0254-53-0531 (電話番号は両支部とも同じです。) |

2 訪問販売や悪徳商法等の相談窓口

| 名 称 | 電話番号 | 開 設 日 |
|-----------|--------------|---|
| 県消費生活センター | 025-285-4196 | 午前 9 時～午後 4 時 30 分 (平日) 午前 10 時～午後 4 時 30 分 (土曜) |

発行：令和元年6月28日（第2版発行）
編集：新潟県災害対策本部生活再建支援班
電話 025-282-1605

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1